

医療機関各位

郡山市長 品川 万里  
(公印省略)

郡山市子ども医療制度現物給付拡大における新制度開始について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の医療福祉行政につきましては、日頃より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、市民の皆様方のサービス向上と医療機関の方々の事務負担軽減のため、子ども医療制度の現物給付拡大を目的に、令和4年7月より審査業務を社会保険診療報酬支払基金及び福島県国民健康保険団体連合会に委託することとなります。

つきましては、新制度移行に伴い制度内容及び医療費の請求方法が下記のとおり変更となりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 新制度開始日  
令和4年7月1日（7月受診分より適用開始）
- 2 制度内容変更点  
別紙のとおり
- 3 受給資格者証  
80 公費負担番号のついた7桁の受給資格者証を対象者の方々に6月中旬に一斉発送いたします。  
7月受診より、受給資格者証が変更しますので窓口での確認をお願いします。  
(郡山市公費負担番号 80070030、 受給資格者番号 7桁、裏面にがくとくん印刷)
- 4 請求方法  
7月受診分より、公費併用レセプトで社会保険診療報酬支払基金及び福島県国民健康保険団体連合会へ請求してください。請求方法の詳細は各団体へ御連絡ください。  
(公費負担者番号と受給資格者番号をレセプトに記載)

※6月受診分の7月請求分までは、現行どおり三師会への提出になります。三師会未加入の方は当市窓口で15日までに提出ください。また、8月以降に、R4年6月受診以前の請求がある場合は、市指定の様式にて直接ニコニコこども館に提出ください。(毎月15日ㄨ)

5 開始後について

窓口ではその都度、受給資格者証と住所確認をお願いします。

こども医療資格審査の中で、診療年月日の確認や公費負担の有無、再審査等の御連絡をさせていただきますので御協力をお願いいたします。(郡山市外に転出し、資格がない場合は再審査請求いたします。)

6 その他

後日、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から、全国の医療機関へホームページや文書にて周知されますので、そちらも御確認ください。

御不明な点がございましたら、下記担当者へ御連絡ください。

郡山市こども部こども家庭支援課  
給付係 こども医療担当  
Tel 024-924-2411

別紙

	現行制度	新制度(R4. 7. 1～)
社会保険 共済組合等	窓口負担(一部負担金) 無・・・市内医療機関 21,000 円未満 及び入院時の食事代 有・・・市内医療機関 21,000 円以上 又は市外受診	全国の医療機関で窓口負担(一部 負担金及び入院時の食事代)がな くなります。
国保組合	同上	窓口負担(一部負担金) 無・・・県内医療機関 21,000 円未満 及び入院時の食事代 有・・・県内医療機関 21,000 円以上 又は県外受診
他市町村国 保加入者で (郡山市の資格 を有する者)	同上	窓口負担 有・・・一部負担金及び入院時の食 事代
郡山市国保	窓口負担 無・・・入院時の食事代 ※県外医療機関の一部負担金は窓口払い (国民健康保険課へ請求)	窓口負担 有・・・入院時の食事代 ※一部負担金については現行どおり

※窓口負担したものは、本市に請求することで受給者の方に助成いたします。  
(償還払い)